

第1回開業セミナー参加者による

開業から現在の取り組み紹介

第6支部 須釜 豊

自己紹介



昭和53年に同志社大学商学部を卒業

京都市役所に勤務

定年退職までの38年間、

経済局(産業観光局)、職員局(職員の福利厚生)、環境局(まち美化事務所)など

事業者の方にかかわる分野

高齢者福祉・介護保険・国民健康保険・市民税・戸籍住民票など

市民生活に関わる身近な分野の業務を担当

退職後は、向島にある城南保育園で園長職

登 録 2023年(令和5年)1月15日

資 格 行政書士法第2条第6号 (地方公共団体の公務員)

開業に至る経過

動機

1. 専門知識の活用

公務員としての経験や知識を活かして、
行政手続きに関する専門家として活動したい。

2. 社会貢献への意欲

社会のさまざまな方々に対して、行政手続きの支援を通じて貢献したい。

3. 収入源の確保

退職後の安定した収入源として、行政書士の仕事を選択。

第1回開業セミナー参加（令和5年8月19日開催）

開業セミナーからの学び

- ・ 自分の強みは何か？
⇒要領や手引書をポイントを押さえて、素早く読み込むことができる。
- ・ 自分の培ってきた経験を最大限に利用する？
⇒公務員として勤務してきた経験から、許認可申請を審査する側の気持ちが理解できる。
- ・ 世間を意識して業務をする？
⇒国の経済対策（物価高騰・賃上げ）、インバウンド需要の回復
- ・ 宣伝広告は継続すること？
⇒定期的な情報発信（ホームページなど）

開業時の準備

- ・開業届提出(税務署)

メリット

青色申告で最大65万円の控除が受けられる(兼業の場合:副業規定に注意)

個人事業主としての証明になる(補助金申請など)

- ・ホームページ開設

WEB 上の名刺代わり・宣伝広告のツール

- ・会計ソフト導入(オンライン)

売上の管理(見積→請求→領収)

収支状況の確認(総勘定元帳:売上など)

経費節減

開業後の取り組み 集客方法

- ① 戸別訪問(店舗)
- ② ポスティング(近隣地域)
- ③ 地域情報誌への折込
- ④ 新聞への折込
- ⑤ セミナー開催(6回開催)
- ⑥ 企業団体への加入(商工会議所など)
- ⑦ 名刺交換
- ⑧ 知人関係
- ⑨ 地域活動(実年会)
- ⑩ ホームページ(ブログ)
- ⑪ 士業向け集客サイトへの登録

戸別訪問

地域の店舗 30件程度訪問 5件契約

京都市中小企業等物価高騰対策支援金

物価高騰の中、事業の継続に取り組む中小企業・個人事業者の皆様を支援します!

売上減少要件は設けません。

対象者 令和4年10月31日までに開業し、今後も事業を継続する意思のある京都市内の中小企業・個人事業者の方

交付額 **法人** 5万円 **個人事業者** 3万円

事業継続のために幅広くお使いいただけます。
(便送を申請していただく必要はありません。)

申請方法 申請は1事業者1回限りです。
申請書(※)に必要書類を添えて郵送いただくか、WEB申請フォームの入力により申請してください。
審査のうえ、本支援金をお支払いします。

HPはこちら

郵送先 〒604-8799 中京郵便局留め
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局 宛て

※ 申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。
※京都市中小企業等総合支援補助金の交付を受ける方は新たに申請いただく必要はありません。
メールまたは郵送でお送りしている案内をご確認ください。

不正受給は犯罪です! 事業を営んでいると偽った申請、書類の偽造等、不正行為には厳正に対処します。

京都市 産業観光局地域企業イノベーション推進室 京都市印刷物 第044724号 発行 令和5年1月

Check 京都市中小企業等物価高騰対策支援金 対象者判定フローチャート

京都市中小企業等総合支援補助金を申請した。

いいえ

はい

以下のいずれかに該当する。
・京都市内に本店または主たる事務場所がある法人
・京都市内に住所があり、かつ、京都市内で事業を営む個人
・京都市内に店舗または事務所があり、かつ、京都市内で事業を営む個人

いいえ

はい

同補助金の交付を受ける方は新たに申請いただく必要はありません。
京都市中小企業等総合支援補助金事務局より、メールまたは郵送で本支援金の交付に関する案内をお送りしていますので、ご確認ください。

いいえ

はい

令和4年10月31日までに開業しており、今後も事業を継続する意思がある。

いいえ

はい

以下の必要書類を添えて、申請書を郵送またはWEB申請フォームにより申請ください。

交付対象ではありません

必要書類 ※それぞれの必要資料の注意点については、申請書やWEB申請フォームをご確認ください。

法人(会社)の方

- 履歴事項全部証明書 (申請日前6月以内に取得したもの)

法人(会社以外)の方

- 履歴事項全部証明書 (申請日前6月以内に取得したもの)
- 確定申告書別表1の控え (直近事業年度分)

個人事業者の方

- 本人確認書類 (運転免許証(両面)または住民票の写し(発行日が申請日前6月以内)等)
- 京都市内で事業を営んでいることを証する以下のいずれかの書類
 - 収受日が令和4年11月30日以前のもの
 - ・ 確定申告書第一表の控え(令和3年度分)
 - ・ 住民税申告書の控え(令和4年度分)
 - 開業届(開業日が令和4年10月31日以前のもの)
- 営業許可証(令和4年10月31日以前から申請日時点まで有効なもの)
- 事業従事証明書(企業組合の組合員の方に限る)
- 事業復活支援金の振込めのお知らせ

全区分共通

- 申請者及び相手方(取引先)が記載された取引に係る書類 (領収書、請求書、納品書、入出金伝票又は仕切書のいずれか)
- 支援金支払口座の通帳見開きページ

申請方法 申請は1事業者1回限りです。
申請書(※)に必要書類を添えて郵送いただくか、WEB申請フォームの入力により申請してください。
審査のうえ、本支援金をお支払いします。

HPはこちら

郵送先 〒604-8799 中京郵便局留め
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局 宛て

※ 申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。

お問い合わせ
京都市中小企業等物価高騰対策支援金事務局
(9時~17時:土日祝日除く)
050-3668-5496
0570-666-489

ポスティング

小学校区 3,000 枚

行政書士による
なんでも相談会

どなたでもご参加できます♪ **参加無料** ペン作り

2023
3月19日 日 定員 10名

10:30～15:00
会場：万帖敷町自治会館
伏見区深草大亀谷万帖敷町339-2

10:30-11:00 相続について：行政書士
11:00-11:30 オリジナルボールペン作成
11:30-15:00 なんでも相談 一人20分くらい

相続について
相続の基礎についてお話しします

ワークショップ
オリジナルボールペン
どなたでも作れます

なんでも相談会
11:30から15:00まで
都合の付く時間にお越し下さい

行政書士は幅広い業務をこなせるオールマイティな「あなたの街の法律家」

スガマ行政書士事務所
行政書士 須釜 豊

お問い合わせはこちら
☎090-7765-0544

〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23 【受付時間】9:00～17:00 / 【定休日】土・日曜日 

こんな悩みを
抱えていませんか？

結婚 介護 健康 高齢者福祉 保育園 ネコちゃん

まずは、ご相談ください

- ・自分の財産がどうなるか心配
- ・認知症などで判断能力が低下した時、財産や生活が守れるか心配
- ・外国籍の方と結婚することになったが、日本で一緒に暮らしたい
- ・後期高齢者（75歳）どんなサービスが受けられるの？
- ・「介護サービス」どうしたら受けられるの？
- ・のら猫ちゃんがいるんだけど？
- ・保育所はどこがいいの？
- ・キッチンカーを営業したいけど、どんな手続きが必要
- ・農地を駐車場にしたいけど、どんな手続きが必要

困ったときは「スガマ行政書士事務所」に相談してください。

ポスティング 3,000 枚

この機会と一緒に学びませんか？

終活

6 / 18 (日)

午前10時から12時まで

参加
無料

勉強会

日時

2023年

午前10:00~12:00

6 / 18 (日)

場所

万帖敷町自治会館
会議室

伏見区深草大亀谷万帖敷町339-2

定員

10名

「遺言・相続の
基礎知識」

講師：須釜 豊

遺言書の書き方はどうするの？
相続人や相続分はどうなるの？
皆様の疑問にお答えします。



「健康セミナー」

大亀谷しみず接骨院 院長 講師：清水 友浩

「人生100年ピンピンコロリ」
薬要らず病気知らずな生き方が
選択できるとしたらあなたは
どう思いますか？何を食べ、
どう動いて、どう考えたら
良いか？ 答えは・・・



【お申し込み先】

スガマ行政書士事務所 〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23

TEL 075-641-4799 <http://sugama-gyosei.com>



『遺言はあなたの思いを伝えます！！』
こんな方には特に必要です。

- ・ 遺産の配分をご自身で決めたい方
- ・ お子様がおられないご夫婦
- ・ 主な相続遺産が不動産の方
- ・ 特にお世話になった方がおられる方
- ・ 相続人同士が不仲な方
- ・ 相続関係が複雑な方
- ・ 相続人がいない方
- ・ 事業を継続させたい方

『遺産を残すほど財産がない』と思っている方
自分では「たいした財産ではない」と思っている方も、
そうでもない！ことはよくあります。

スガマ行政書士事務所

お問合せ [電話]090-7765-0544

京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23

地域情報誌折込 5,000 枚

藤城学区の方限定!!

出張相談 サービス始めました

初回相談料 無料

相談したいけど 事務所に 行けない…

どんな 相談でもいいのかな？

大丈夫です！

生活における手続きの相談など…

自分と配偶者のこれからのこと
役所のこと、財産のこと、契約のこと
医療・福祉・介護など
手続きが面倒でよくわからない時
ご自宅に訪問して、ご相談いたします
もちろん、事務所での、相談もお受けします

お気軽に
ご相談
ください

お問い合わせ・ご相談はこちら

スガマ行政書士事務所
TEL 090-7765-0544

お近くの方でも、出張いたします。
気軽にお電話ください。
電話での相談もできます。
「ショートメール」でも送信できます

LINE(ライン)の友達登録はこちらから

【営業時間】 9:00~18:00
〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23



こんなとき どうしたらいいの？

結婚

介護

保育園

高齢者福祉

財産健康

ネコちゃん

まずは、ご相談ください

- ・自分の財産がどうなるか心配
- ・認知症などで判断能力が低下した時、財産や生活が守れるか心配
- ・外国籍の方と結婚することになったが、日本で一緒に暮らしたい
- ・後期高齢者(75歳) どのようなサービスが受けられるの？
- ・「介護サービス」 どうしたら受けられるの？
- ・のら猫ちゃんがいるんだけど？
- ・保育所はどこがいいの？
- ・キッチンカーを営業したいけど、どんな手続きが必要
- ・自動車の名義変更がしたいけど、どんな手続きが必要

困ったときは「スガマ行政書士事務所」に相談してください。

新聞折込(近隣地域:14,600部:朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,日経新聞,京都新聞)

市民向け助成金 セミナー

京都市で行っている市民の方への助成金について説明します。

2023. 7 / 10 (月)
グループホーム

会場 **たのしい家 墨染** (地図は裏面)
電話: 075-645-7221

時間 10:00~12:00

講師 行政書士 須釜 豊

【防鳥用ケージ購入】 注: 防鳥用ネットは無償です。注: 昭和40年代以降の施工は、ほぼ問題ありません。

【鉛製給水管取替】 敷地境界から宅地内の蛇口等までの間にある鉛製給水管を取り替える工事を実施するとき、工事代金の一部を助成

【アスベスト除去】 注: 目視できるアスベストを対象です。(事業所可)

ごみ集積場所のカラスによる散乱被害への対策として、家庭ごみの集積場所1箇所につき1回を上限とし、購入費用の一部を助成
伏見まち美化事務所

京都府 水道局水道管路課

アスベストの飛散による市民の健康被害を防止するため、建築物に使用された吹付けアスベストの含有調査、除去等工事に要する費用を助成
京都市 建築安全推進課

駐車場がありますので、車でお越しいただいても大丈夫です。お車の無い方は送迎いたしますので、事前にご連絡ください。

スガマ行政書士事務所
TEL 090-7765-0544
〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23

公式LINEアカウント
スガマ行政書士 検索



市民向け助成金セミナー

7月10日 [月]

第1部 10:00-11:00
【助成金の話】
講師: 行政書士 須釜 豊
・防鳥用(カラス用)ゲージ購入
・鉛製給水管取替
・アスベスト除去

第2部 11:00-12:00
【個別相談】
・助成金の具体例
・行政(京都市)への申請・届出
・お困りごと相談

開催場所: グループホーム たのしい家 墨染
住所: 伏見区深草大亀谷 東古御香町23
電話: 075-645-7221
【駐車場あります】

お問い合わせ
☎ 090-7765-0544
スガマ行政書士 検索

スガマ行政書士事務所
612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23



相続発生時に知っておきたいこと？
相続した土地の国庫帰属制度？

参加無料

相続セミナー

日程 2023年 **8月30日(水)**

時間 **第1部 10:00~11:00**
相続発生時に戸惑わない為に
講師：西尾浩二 (ファイナンシャルプランナー)
FP歴20年の経験を活かして、
皆様のお役に立つことを目指しております

第2部 11:00~12:00
相続した利用しない土地を
手放す制度
講師：須釜豊 (行政書士)
38年間京都市役所に勤務し、
その経験を活かし行政書士として活動しています。
皆様に寄り添い、困りごと解決への「入り口」や「道しるべ」
となることを目指しております。

会場 京都市伏見区深草池ノ内町13
TEL.075(641)0911

当日、会場に来られない方はお電話ください。

スガマ行政書士事務所
TEL 090-7765-0544
〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23

公式LINEアカウント

スガマ行政書士

相続セミナー 何がわかる？

**相続発生時に戸惑わない為に
知っておきたい事**

- ・相続税がかかる財産ってどれくらい？
- ・相続財産ってどんなものがあるの？
- ・生命保険と相続について
- ・知っておくと助かる法律や制度

相続土地の国庫帰属制度

令和5年4月から始まりました

- ・対象となる不動産
土地のみ (建物は引き取りません)
施行前に相続した土地も対象
- ・国に返す前にやるべきこと
 - 売却できるか？
 - 有効活用できるか？
 - 寄付はできるか？

**備えて安心!! 相続登記が義務化されます!
令和6年4月1日実施**

スガマ行政書士事務所 ☎090-7765-0544
〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23 【受付時間】 AM 9:00 - PM 5:00

新聞折込(開催地周辺:16,600部:朝日新聞,読売新聞,京都新聞) 8名

行政書士による
なんでも相談会 **参加無料**

日程 2023年 **9月15日(金)**

時間 **第1部 13:30~14:00**
「相続についての基礎知識」
講師:行政書士 須釜 豊

第2部 14:00~16:30
「なんでも相談会」
都合の付く時間にお越しください。
※個別相談・無料です。

会場 京都府選挙権者活動センター
京エコロジーセンター 3階 第1会議室
京都市伏見区深草池ノ内町1-3
TEL 075-641-0911

行政書士は、行政手続きのプロです。
たとえば、新しい店を開くときの許可申請や、遺言書をしっかり作るといったこと
をお手伝いいたします。
また、外国籍の方の在留手続き、補助金の申請など
煩雑な書類や法律の手続きをスムーズに進めるお手伝いをするのが仕事です。

お問い合わせ先
TEL 090-7765-0544
【受付時間】9:00~17:00
スガマ行政書士事務所
〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23 TEL 075-641-4799



こんなとき
どうしたらいいの?

遺産 許認可 会社経営 高齢者福祉 財産健康 ネコちゃん

まずは、ご相談ください

- ・遺産はどう分けたいの?
- ・新しく商売を始めたいが、許可が必要なの?
- ・会社を宣伝したいのだが、どんな補助金があるの?
- ・亡くなった後、財産を円満に相続してほしい!
- ・認知症などで判断能力が低下した時、
財産や生活が守れるか心配
- ・留学生を採用したいが、どんな手続きが必要?
- ・のら猫ちゃんがいるんだけど?

困ったときは「スガマ行政書士事務所」に相談してください

新聞折込(大手筋周辺:15,000部:朝日新聞,読売新聞,日経新聞) 3社

補助金セミナー

事業者のための補助金を”活用”しませんか？

2023年9月26日(火) 京エコロジーセンター

行政書士と経験豊富な事業者が、実例を交えて分かりやすく解説します
(詳細は裏面)

どんな事業に使えるの？
...ていうか、そもそも
自分は対象者？

チラシと募集要項見ただけど、
専門用語が多くて
わかりにくい！

どんな種類が
あるの？

商店街などの
団体では手続きが
変わるの？

入場無料です！

スガマ行政書士事務所
TEL 090-7765-0544

〒612-0846 京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町3-23



公式LINE
アカウント
気軽にご相談に



スガマ行政書士

検索

スガマ行政書士事務所

補助金セミナー

開催日 9月26日(火) 10:00~12:00

時間 10:00~11:00 第1部
補助金制度の説明

- ・どんな補助金があるの？
- ・補助金申請の前にすることは？
- ・申請書にはどんなことを書くの？

講師：須釜豊（行政書士）

11:00~12:00 第2部
申請事業者による体験談と質疑応答

- ・法人、個人、団体による申請の違い
- ・申請書、実績報告書の提出にまつわる体験談
- ・補助金のルールと実際の運用について

講師：守田雪子（カフェ経営・元商店街理事）

場所 京エコロジーセンター 1階 シアター

京都市環境保全活動センター
京エコロジーセンター

京都市伏見区深草池ノ内町13

TEL.075(641)0911

お問い合わせ先：スガマ行政書士事務所

☎ 090-7765-0544



企業団体への加入

交流会への参加 30 人程度

1 分スピーチ

名刺交換

交換した方へのメール

定期セミナーへの参加

名刺交換

交換した方へのメール

京都市物価高騰対策支援金(令和 5 年 3 月 10 日まで)

小規模事業者持続化補助金(年に3~4 回程度実施)

補助金 50 万円~250万円(補助率 2/3)

ホームページのブログを読んだ方

ブログ内容に共感して、依頼

士業向け集客サイトから

4～5 件メールでの問い合わせ→返信したがあとは回答なし

1 件電話での問い合わせ→成立

その他のきっかけ

- ① 知人からの依頼
- ② 名刺交換
- ③ 顧客からの紹介

1年間の実績

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 物価高騰支援金 9件 | 戸別訪問・企業団体への加入 |
| ② 小規模事業者持続化補助金 8件 | 企業団体への加入・セミナー |
| ③ 古物商許可 2件 | 知人の紹介 |
| ④ 遺産分割協議書作成 2件 | セミナー |
| ⑤ 福祉運送事業経営許可(介護タクシー) 1件 | ホームページ(ブログ) |
| ⑥ 在留申請:更新(経営・管理) 1件 | 名刺交換 |
| ⑦ 農地法第3条許可(農地の売買) 1件 | 集客サイト |
| ⑧ 事実証明 3件 | |
| ⑨ 相談料 1件 | |
| ⑩ 司法書士への依頼 2件(法人の定款変更・不動産登記) | |

実務の研鑽

① 許認可業務

官庁署のホームページで手引書や記載例がアップされている

(注:地域によって、提出書類が異なる場合がある)

- ・古物商許可
- ・福祉運送事業経営許可(介護タクシー)

② 許認可業務

市町村から提出書類を受領する

- ・農地法第 3 条許可(農地の売買)

③ 在留申請(経営・管理):

書籍(入門書・実務事例集など)

研修会(会が主催)への参加

ホームページから類似事例を検索

オンライン申請の利用

④ 遺産分割協議書作成

無料相談会(各支部主催)への参加: 実際例の収集

書籍(入門書・実務事例集など)

研修会(会が主催)への参加

ホームページからひな形(テンプレート)を検索

⑤ 小規模事業者持続化補助金

補助金のホームページから

ガイドブック、公募要領、申請書記載例の読み込み

審査官の読みやすい形式(グラフ・表・写真)

第 11 回

2023 年 2 月 20 日締切

2023 年 4 月 27 日採択発表

応募 11,030 採択 6,498 採択率 58.9%

注意点:提出後は採択まで事務局からの連絡(問い合わせ)は無い

<経営計画> (6/6/2024)

※経営計画は「経営者会議」(月1回)で承認し、口頭承認によるものは書面承認を要してはならない。

1. 企業概要

開 業 :2022年10月1日

種 別 :特定行政書士事務所(2023年1月15日)

登録番号:23270123(法務 費)

個人事業主:役員兼員なし

事 務 所:自宅兼用

【基本理念】

地元で密着し、フェイストフェイス(対面)を大事にした「街の法律家」を目指す

【事業者】

(経 歴)昭和53年から38年間、京都市役所に勤務
平成28年から3年間、城南保育園園長
令和元年6月から生田グローバル館に勤務
(上記企業:日本企業444回で物産事業を継続する間に、現地で10のサーキットを行う。)

令和4年10月 JOYART 開業(コンサルト事業)

令和5年1月15日 行政書士登録し、現在の番号へ変更

【事業内容】

行政書士(国家資格)として、地域住民の生活に密着した法務サービスの提供及び中小企業・個人事業主への経営支援を行う。

① 地域住民へのサービス

- 法律相談
- 遺言書作成の支援(遺産分割協議書、相続の際の滞差・家系調査)
- 官公署(市役所・役所、警察署)に提出する書類の作成、内容の相談や提出手続きの代行

② 中小企業主へのサービス

- 補助金、公的融資の申請
- 官公署(各府庁、府庁、市・区役所、市役所、警察署等)への許可・認可申請
- 外国人雇用者の在留・帰化申請
- 経営相談・支援

※行政書士:社員の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(一括)→この報酬制は事業主の依頼に関する書類(一括)を代行することを実施する。(行政書士法第一條の二第二項)

現在の商談状況(2月6日現在)

補助金申請支援 フォトスタジオ 1件

古物商許可申請 きものレンタル店 1件

物産振興支援金(京都市) 5件

【売上と売上総利益の状況】

フォトスタジオとは、新作ドレスの試作に関連した販売促進で採択された場合、売上げが増え、また、今後の顧問契約も事業者に提案している。

レンタル着物店(中置路の経営者)については、現在、京都市東山区で関連店舗中であり、その一環として古物商の許可申請を行った。今後は、この関連店舗や開業後の様々な支援が考えられる。

物産振興支援金(京都市)については、5件の申請を調べた。

【業務状況】

経営にあたり、当事務所は知的サービスを提供するため、設備投資は少額ですが、在庫を確保したいため、少ない額でも安定した経営ができる。

【経営課題】

1 行政書士の業務は多岐多岐にわたる。全面的に取扱うことは私一人では非常に困難であるため、取扱う業務を限定する必要がある。

2 当事務所の認知と知り、行政書士の仕事についても周知する必要がある。

3 人材を確保し、信用を重視する業務である一面もあるため、人材を広げる必要がある。

2. 顧客ニーズと市場の動向

【市場の動向】

(事務所付近)：事務所のある京都市伏見区深草大龜谷万帖敷町は、閑静な住宅街(第一種低層住宅専用地域・建築率50%/容積率80%)で、昭和40年(1965年)ごろから造成が始まり、約10年かけて現在の宅地の基礎が完了した。造成当初は30代から40代の子育て世代が呼び込まれ、造成された土地は比較的に広く(200㎡以上)個人事業主や公務員などが多かった。現在は、当初からの住民と、その子供世代(2代目)が住んでいるが、当初からの住民は高齢化が進んでいる。このような状況の中で、住宅が売却されるケースも多く、その売却された1区画にアパートや2〜3軒の住宅が建設されている。建て直された住宅には、子育てファミリー層が流入しているため世帯構成は、2階化の傾向にある。

高齢化率は京都市全体より低いのは、2階化の影響であると推察される。

[万帖敷町] 世帯数:1,249世帯 人口:2,943名 京都市住民基本台帳より(令和4年10月)人口構成:65歳以上 71.9% 24.4%(京都市全体 28.4%)

(近隣商店街)：店舗(店舗面積30㎡以内)には5つの商店街(ホームページから検索)がある。さくらの商店街で、豊島地区、深草地区ではそれぞれ1商店街があり、伏見地区には3つの商店街が連続している。

(近隣商店街の概要)

商店街名	移動距離(km)	会員数(名)	キヤッチフレーズ
華島ショッピング街	1.1	62	「ごきげんさん おおきに」の楽しさが広がる商店街
深草商店街東側組合	1.3	44	「地域のみんなが暮らしのみなな」が集まる商店街
伏見大土蔵商店街東側組合	2.0	135	歴史と酒の街(伏見)の商店街
柿屋町商店街東側組合	2.7	38	「伏見の象徴」として、誰からも愛される商店街
亀屋通り商店街東側組合	2.7	29	京町屋の外観とレトロな雰囲気、今なお観光客に愛され続けている商店街

【顧客ニーズ】

【地域住民】

① 近隣地域は世帯構成として老人世帯が多数存在する。その中で今後、土地・財産の相続問題が発生し、相続の際の滞差・遺産分割協議・遺族調査・財産調査等のニーズが拡大する。

② 令和3年9月デジタル庁が設立され、マイナンバー(交付枚数率51.1%)を中心としたデジタル化が進んでいる。住民にとって利便性は上昇しているが、高齢者にとってそれを使いこなすのが難しくなっている。これらの方の手続きを代行するニーズが高まる。

【事業者】

① 新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着いてはいるが、以前の売上げには至っていないと思われる。事業者は売上を減少分を挽回するため、新たな事業展開やPRの強化に対するニーズが高まる。

② 事業者が官公署へ申請をする際、(Grants で、国や自治体の補助金の電子申請システムにアクセスする必要がある。また、個人事業主や中小企業等の法人はG Biz IDを利用し、補助金・助成金を簡単に検索・申請できる。このように、デジタル化の推進を図るニーズが高まる。

【経営状況】

行政書士事務所については、当事務所の小学校区内(3,156世帯、7,825人)には事務所がなく、中学校区内(11,156世帯、23,665人)では6事務所(1事務所当たり1,859世帯)開業している。 ※1事務所当たりの世帯数:京都市1,278世帯

このように、近隣の行政書士事務所数は京都市全体よりも少なく、近隣地域(小学校区)では開業者がいないため、今後の競争環境は拡大が期待できる。

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み

【強み】

-地方自治体員経験38年間助成した実績・信頼性が高い

-ITリテラシーが高く、インターネットを活用できるスキルを駆使し、顧客のニーズに応える能力が高い

-開業も無いが、サービス内容について実体験として経験したことで、顧客に具体的な対応を提供できる。

(経験したことのある業務)

- 遺族相続に伴う、遺族調査、遺産分割協議、土地・建物の移転登記・建物の表裏登記
- マイナンバーカードの活用:e-Tax、コンビニ申請など
- Grants-G Biz IDを使った補助金申請等のサポート
- 中国系企業(国内)との繋がりがあり、中国へのネット販売の現地進出についてアドバイスができる。

【良質なアピールポイント】

地域住民及び事業者に対して特にアピールしたい内容

① 地域住民

京都市役所より、自らが担当した高齢者福祉、健康保険、戸籍・住民票、子育て支援、まちづくり、市長など多岐多岐分野に従事したことや、自らの生活において、継続

特に土地・建物の相続に関連する移転登記などを行ったこと、移転登記の遺産分割協議や戸籍調査を行ったことともに、地域住民の生活に密着した相談に対応出来ることをアピールしたい。

② 事業者

補助金申請における電子申請の補助を行う。また、この補助金の申請を希望する事業者に対して、自らが補助金申請した経験を通じて、どんな相談にも対応する事務所の知名度を上げる。

【事業者】に対しては、行政書士の業務内容を周知し、補助金申請やデジタル化推進を通じ、事業者の強い味方として、企業の存続・発展と共に目指す存在であることをアピールし、新規顧客を獲得する。

【今後のプラン】

業務内容:当事務所は相談専門行政書士及び事業者専門行政書士としての2つの分野に特化した業務を行う。

- ① 相談専門行政書士
 - 遺言書作成、その他の相続業務
 - 相続に関する相談を受け、相続人の範囲や金額、行うべき手続などのアドバイス
- ② 事業者専門行政書士
 - 事業者向け補助金の活用
 - 会社の設立や経営の相談に開く法的な手段
 - 事業者の経営・法務のコンサルタント
 - 事業者の事業承継や資金調達

令和5年中の売上げ目標(1,000千円 7月~12月(6ヶ月)(内訳))

地域住民	事業者
遺言書作成 200千円	遺言書作成 200千円
遺産分割協議 300千円	相続人の調査 150千円
補助金支援 100千円	補助金支援 100千円
事業計画申請 100千円	事業計画申請 100千円
在留資格許可 100千円	在留資格許可 100千円

令和6年~8年事業計画(1月~12月)

業種名	単 価(千円)	令和6年	令和7年	令和8年
遺言書作成	20~100	500	700	850
遺産分割協議	50~150	750	1,000	1,200
相続人調査	20~50	400	550	650

	その他	30	300	400	500
事業者	補助金支援	30~50	250	350	400
	事業許可申請	50~100	400	550	650
	在留資格許可	50~100	400	550	650
合計	売 上		3,000	4,100	4,900
	取戻金		60	80	100

→2.事業承継の計画【経営者会議】(「事業承継計画」の付添い)を希望する事業者のみ記入)

<補助事業計画>

1. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名【必須記入】(30文字以内で記入すること)

『各事業者が連携した安心な街づくり』を目標とする事業

2. 取組内容(生産性向上)の取組内容【必須記入】(取組開始後の取組内容を記入すること)

【取り組み】

当行政書士事務所、司法書士、税理士、鍼灸院、接骨院、老人ホーム及びデイサービスセンターが連携し、地域の自治会等で、共催して、様々な課題(高齢者を対象とした)についてのセミナーを毎月開催する。

当事務所の小学校区内(3,156世帯、7,825人)には、行政書士事務所1事務所(当事務所)、税理士事務所3事務所、司法書士事務所0(隣接地域)1事務所、弁護士事務所0、鍼灸院1事務所、接骨院1事務所、老人ホーム2事務所、デイサービス事業所2事務所と比較的にパラスと関係している。しかし、自ら又は家族が利用しない限り、認知度は低い(地域の方の認知度が低い)。

① 当事務所が中心となり、各事業者と連携した定期的なセミナーを毎月開催する。

② 各事業者が、セミナーに参加することで地域の方々の認知度が上がる。

③ 地域の方々に各事業者の役割や特徴を理解してもらう。

④ 地域の方が主体的に行動し、地域の中でより良い生活を送れるための環境が整う。

⑤ 安心して暮らせる街づくりを目指す。



- 老人ホーム
- 鍼灸院
- 接骨院
- デイサービス
- 当事務所

事務所付近の地図【深草大龜谷万帖敷町】

【取り組みの兆候】→あった経過

地元住民、事業者、老人施設等を訪問する中で、次のような声があった。

① 老人ホームがあることを知らない。(事業者)

② 老後の夫婦の一方がなくなったとき、相続問題で非常に困っている。(老人施設)

③ 認知症で死、認知症で死している。(隣接地域で暮らす)

④ 80歳の方では、ほとんどスマホを使用している。(病院側)

以上のような声や地域で聞かれた、それぞれの問題は、単独の士業や事業所(老人施設など)では解決できない問題である。

そこで、それぞれの事業所をつなぐツールとして、セミナーを活用する。

【具体的な進め方】

① セミナーの開催

地域の自治会館で交付決定後から9月(補助事業終了前)まで、月1回程度セミナーを開催する。自治会館は定員30名程度であるが、コロナ禍でもあったため、定員を10名とし同一テーマで複数回、開催する。

仮題:第1回 遺言と健康(医療系)

第2回 相続(行政書士と税金(税理士))

第3回 不動産の相続(行政書士と登記(司法書士))

第4回 成年後見(行政書士)と施設利用(老人施設)

第5回 空き家対策(行政書士・司法書士)

第6回 認知症問題(自治会)での参加者の希望テーマ

会場使用料 :72,000円(消費税込)

各テーマ別回×開催数4回(参加者込40名)

② 広報

小学校区(約2300世帯)に対する、ポスティング及び新聞折込

チラシ2種類(デジタル版) :120,000円(消費税込)

地域住民配布用チラシ 2種類

(ポスティング用:Aサイズと新聞折込用:B4サイズ)

チラシ印刷・郵送費用 :1540,000円(消費税込)

6回分 地域住民用チラシ(ポスティング用)新聞折込用

効果を上げるため前3回をポスティング 3,000枚×3回

効果を上げるために4回目以降は新聞折込 3,000枚×3回

ホームページ修正

高齢者の方もスマホを所有しており、スマホでの表示を念頭に入れたホームページの修正を行う。

今後、当事務所で追加・修正・削除ができるようにしてもらう。

誌録内容は毎月のセミナーの周知、結果報告など次のような内容で記載する。

※ウェブサイトでセミナーの周知を行い、チラシ配布との相乗効果を図る。

※開催した内容や参加者の質疑応答をセミナー開催後の記事にする。

※参加者の問い合わせ(当日出席できなかった質問)の回答を載せる。

ホームページ閲覧数 :300,000円(消費税込)

3.業務効率化(生産性向上)の取組内容【任意記入】

*公費取戻 F.6に該当する取組を行う場合は本欄に記します。特になければ本欄は空欄のままご提出ください

4. 補助事業の効果【必須記入】

*数値関係等の取組や業務効率化の取組を通じて、どのように生産性向上につながるかを必ず添削してください。

【売上向上への効果】

本補助事業により

1. 当事務所の所在場所を知っていただける
2. 行政書士の業務内容について、理解してもらえた。(行政書士、司法書士、弁護士などの士業に限り)の連携を促す。
3. 行政書士が日々のちょっとした事の相談にも対応できることを理解してもらえた。
4. 日々の相談業務が増えることにより、相談手数料(毎4,000円/時間)売上を月に10件と見込む。
5. 相談に伴い、相談に係る案件は、月に1件程度(80,000円)見込む。
6. 遺言・後見に係る案件は、2月に1件程度(100,000円)と見込む。
7. 補助事業終了後は毎月170,000円(売上)の増加を見込む。

【地域の事業者への普及効果】

事業者の方と地域住民の方が対話できる機会が少なく、地域の事業者がセミナーに共催することで、地域住民の方にその事業者の人となりや利用方法・料金体系が変わり、事業者の売りに上げに貢献できる。

また、セミナーを当事務所と共催することで、当事務所と各事業者との連携ができる。

【地域社会への普及効果】

1. 地域の方々が幅広い知識を習得することができる。
2. セミナーの中で幅広く地域住民の悩みや疑問点がピックアップされ、次回のセミナーの題材とできる。
3. セミナーを通じ、地域住民全体の安心感の向上につながる。
4. 地域の事業者との連携が強化され、「安心な街づくり」を目指す。

【補助事業終了後の事業】

1. セミナー補助事業終了後も自治会館を使ったセミナーを継続させたい。
2. 広報地域住民の方に認知された後はチラシなどの配布の必要はなくなり、スマホも普及していることから、開催の手足を簡単にお知らせメールやホームページを通じて周知することができる。
3. 費用セミナーの開催が売上への増加に繋がることやセミナーの内容が地域に貢献できることを理解していただくことで、会場料は共催者と共に負担する。

【費用対効果】

170,000円/月の売上×6月=1,020,000円となることから、本補助金投資額1,032,000円は6カ月程度で返済可能と見込める。

【補助事業で得られた知見を振り返って、「安心な街づくり」を当事務所と地域事業者が共に目指したい。

※経営計画:補助事業計画等の項目については行政書士法第一條の二第二項を参照し、実情を踏まえ記載してください。

※認知度:「事業者名」および「補助事業で行う事業名」等が一般化されます。

業務上必要と思われる「WEB サイト」

- ・登記情報提供サービス

不動産登記、商業登記の検索が可能

登記所が保有する登記情報をインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。

- ・登記・供託オンライン申請システム

登記事項証明書の請求、郵送での受領が可能

登記所等の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスなどからインターネットによる申請・請求が可能

- ・法人番号検索サイト

法人名・住所が検索できる

・G ビズ ID の登録

複数の行政サービスを利用することができます。

補助金などの申請、

社会保険の手続き、

飲食店の営業許可申請などが、

インターネットからできる

※代行申請はできません。申請者の ID からの入力

・在留申請のオンライン

窓口へ出向く必要がない

24 時間365日対応

在留カードの郵送での受取可能

取次申請可能

具体的な事例:Q

Q:外国籍(経営・管理)、京都でレンタル店を開業

有効期間(2023年11月)

きっかけ ジモティーで不用品を無償で譲渡⇒名刺を渡す

サポート内容(この時点で完了していたもの「株式会社設立」「開業届」)

- ① 定款変更 目的に「レンタル業」を追加:**在留申請**
- ② 古物商許可申請:**在留申請**
- ③ 本店住所変更(大阪から京都)
- ④ 税理士の紹介
- ⑤ 税務署・府・市への法人税届出:**在留申請**
- ⑥ 法人口座開設(ネット銀行)

- ⑦ Q の住所変更
- ⑧ 令和4年分の所得申告(Q 自身):在留申請
- ⑨ 古物商変更届(本店・代表):在留申請
- ⑩ 社会保険適用届(Q の保険:株式会社):在留申請
- ⑪ 労働保険成立届(アルバイト):在留申請
- ⑫ 在留更新申請(経営・管理):オンライン申請
- ⑬ 法人口座申請(信用金庫):不調
- ⑭ マイナンバーカード申請
- ⑮ 小規模事業者持続化補助金申請
- ⑯ 社会保険取得届(従業員採用)
- ⑰ 雇用保険事業所設置届(従業員採用)
- ⑱ IT 補助金申請(会計システム)

- ①⑨ エアペイ申請
- ①⑩ 在留更新申請(従業員):現在進行中

以上の業務を通じて

- ・単なる申請手続きするだけでなく、法令や制度を熟知していない方に
アドバイスや支援を行うことが重要

この1年間での学び

得意とする分野に、特化する。

「補助金」と「入管業務」

今後の方向(顧客獲得のために)

- ① 業務特化型のホームページの作成
- ② マーケティング(顧客は何を望んでいるか)

ペルソナマーケティング

ユーザー像としてペルソナを具体的に描き、ユーザーの思考や行動傾向を分析し、施策を最適化するマーケティング手法

安心感を与える信頼(顧客に伴走した対応)

ご清聴、誠にありがとうございました。

私自身の開業 1 年目は、挑戦と発見の連続でした。

私の1年間の取り組みの報告が、皆様の今後の活動の少しでも助けになれば幸いです。

今後皆様が

- ① やりたい業務
- ② 出来る業務
- ③ 顧客からの依頼

この3つの項目の重なりが最大となる業務を目指されることを望みます。

ありがとうございました。